平成２１年（フ）第５１０号
沖縄県浦添市宮城３丁目６番11―403号　サンハイム
破産者　伊波　恵子（旧姓玉城・砂川）
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８号
北海道苫小牧市住吉町２丁目３番２―303号
破産者　浜中　　等
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３９３号
福島市曽根田町３番10号　カントービル302
破産者　伊藤　義則
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１６７６号
さいたま市見沼区東大宮４丁目23番地２　原中マンション103号室、住民票上の住所さいたま市見沼区東大宮１丁目22番地９
破産者　中曽根一行
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
埼玉県上尾市大字上尾下686番地６、申立時の住所さいたま市南区鹿手袋６丁目15番22号
破産者　竹内　亮人
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
埼玉県上尾市大字西門前393番地１　アンダンテＥ102
破産者　後藤　剛志
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
長野県大町市大町2032番地６
破産者　羽田　恆男
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２３号
愛知県田原市加治町取手122番地１
破産者　ミキオフィスプランこと　藤井　幹夫
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第８４４２号
鹿児島県鹿屋市大姶良町774―６、開始決定時の住所大阪市生野区小路東５丁目12番16号
破産者　伊藤　義治
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１６２号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目５番６号
破産者　四反田好正
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４１２号
大阪府八尾市東山本町３―４―12　東山本マンション２棟228、住民票上の住所大阪府東大阪市横小路町５丁目９番55号
破産者　ＫＢシステムこと　髙松　信一
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７７５号
大阪市阿倍野区播磨町２丁目８番25号幸信ハイツ303号
破産者　三田　晃司
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３９８号
大阪府四條畷市蔀屋本町16―６シャトー蔀屋102号、住民票上の住所大阪府寝屋川市河北東町２番16号
破産者　石脇　　修
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５４号
大阪府高槻市奥天神町２丁目13番53号
破産者　小野　五月
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５１６号
大阪府高槻市別所新町５―５南側、開始決定時の住所大阪府高槻市別所本町17番10―482号
破産者　矢田　和美
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４３４号
奈良市丸山２丁目4498番地の180
破産者　福田　　仁
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４５３号
大阪市西成区千本南１丁目16番８号プレミシス岸里1001号
破産者　髙島龍一こと　髙　　龍一
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１７号
大阪府東大阪市寿町１丁目４番７号
破産者　大嶋工作所こと　大嶋　篤司
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３号
大阪府岸和田市尾生町３丁目４番５号
破産者　坂口　篤司
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部